

戸田市上下水道事業告示第46号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図書は、令和8年6月1日から同年6月15日まで当市水安全部総務課事務室に備え置いて縦覧に供する。

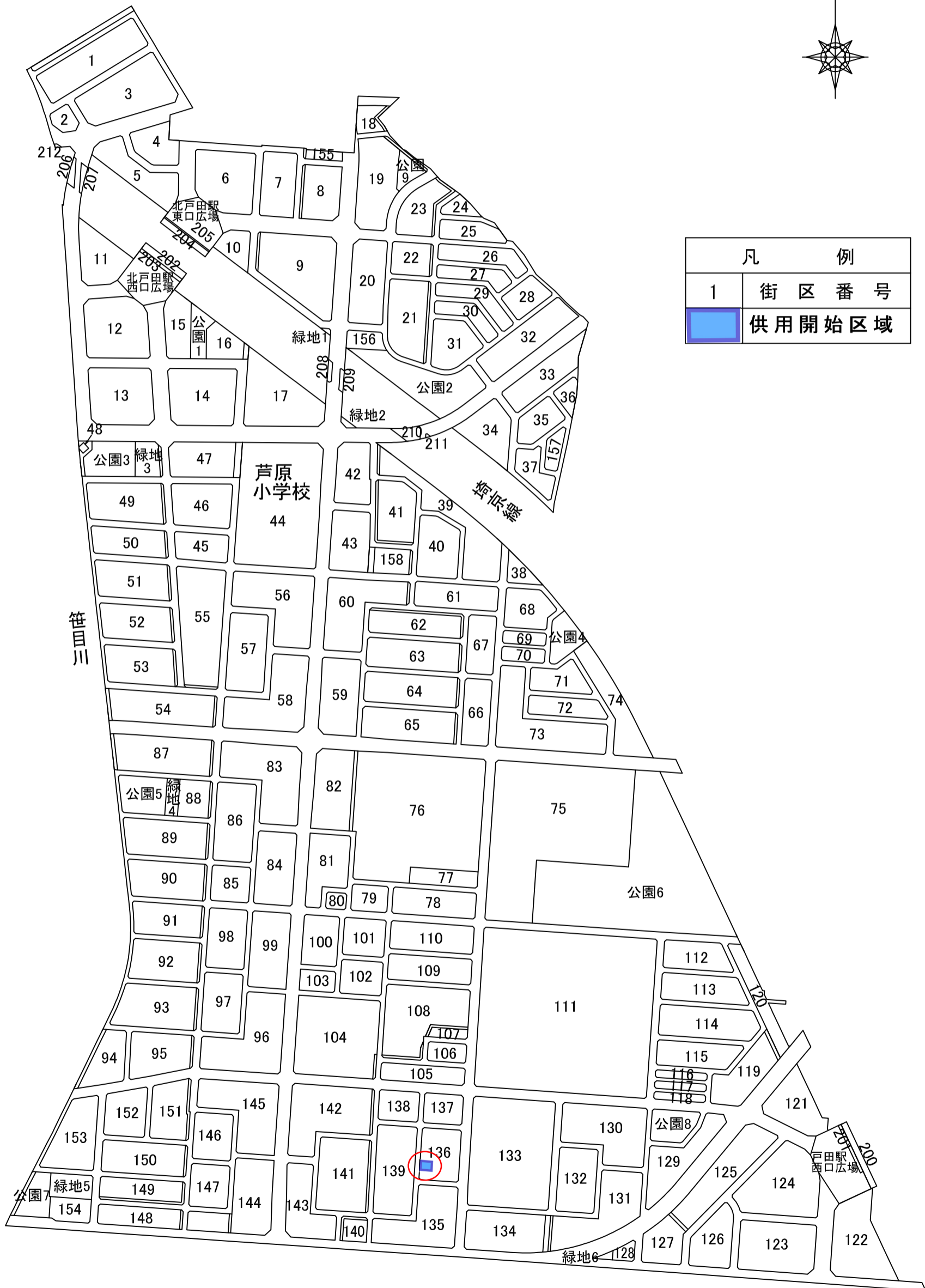
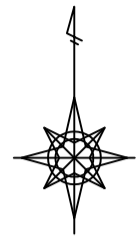
令和8年6月1日

戸田市上下水道事業
戸田市長 菅原 文仁

1. 下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和8年6月1日
2. 下水道の供用開始並びに下水の処理を開始する区域(別添一覧表のとおり)
第3負担区（新曽第一土地区画整理地区）
136街区 10画地

第4負担区（新曽中央地区）
大字新曽字柳原334番1、2
335番1、2、8
3. 供用を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
4. 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
5. 接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
埼玉県戸田市笹目5丁目37番地の14
荒川左岸南部流域下水道荒川水循環センター

案内図（第3負担区・新曾第一土地区画整理事業）



凡 例	
1	街区番号
■	供用開始区域

案内図(第4負担区・新曽中央地区)

戸田市



供用開始区域



250 m
1:5,000

供用を開始する排水施設的位置



(C)OpenStreetMap contributors, CC-BY-SA

戸田線

北大通り

50 m
1:1,115

供用を開始する排水施設的位置

